



ねこの手V o 1. 85 3月号

10年3月1日発行

発行 行政書士近藤法務コンサルタント事務所

契約書のおはなし（3）

今回は、契約書を作成するときの注意点をお話します。

まず、表題からです。一般の方から、よくこの点について質問を受けますが、法的には何でもいいのです。「〇〇契約書」でも「覚書」でも法的効力は何ら変わりません。もちろん、一見して何のための契約書かわかるのが一番いいのですが、そんなに神経質になる必要はありません。それより、内容に十分注意する必要があります。

1. 形式の注意

署名か記名押印なのか、押す印鑑は認印か実印か、訂正の方法は、などの細かい形式上のことは、契約書の性格により異なりますので注意が必要です。また、公正証書にしなければ効力が発生しないもの（例：任意後見契約）もありますので、注意が必要です。

2. 法律に違反していないこと

どんなに素晴らしい契約内容で当事者双方が合意していても法律違反（強行法規に）していればそれは無効です。例えば、利息制限法に違反した利息のつけ方、公序良俗に違反した内容（殺人契約、愛妾契約など）です。中には無効どころか刑事罰の対象となるものもありますので、注意が必要です。

また、消費者契約法や借地借家法などのように消費者や借主が一方的に不利になるような規程は無効とされるものもあります。

3. 契約自由の原則

契約内容は、当事者が合意すればその内容は自由です。（ただし、2.の内容は除く）ですから、一方的にどちらかが不利な内容で合意してしまうこともあります。契約を締結するときは、その内容を十分吟味しなければなりません。契約した後で気づいてもどうにもならない場合があります。

4. トラブルになったときのことを考えておく

契約書は、契約が守られないときやなんらかのトラブルが起きたときの対処のために作成することが多いのですから、どんなトラブルが起きやすいのかを考え、その対処の仕方まで考えた契約条項を入れておくことが大切です。

以上、契約書の注意点を簡単に説明しました。行政書士は、契約書の作成やチェックを業務として行っています。お気軽にご相談下さい。

ねこの散歩

津山の日本一（B 'z）



稲葉さんの実家の化粧品店

新シリーズです。津山が全国に誇る津山に関する日本一あるいは日本唯一についてご紹介したいと思います。まずは、やはり、津山が生んだ音楽ユニット「B 'Z」でしょう。ボーカルの稲葉浩志さんは、市内の川崎のご出身で、林田小学校、津山東中学校そして、津山高校を卒業されています。ギタリストの松本孝弘さんと組んで、1988年9月21日にデビューしました。その後は数々の音楽界の記録を打ちたたてたことは余りにも有名です。07年には、ロックの音楽界に貢献したアーティストを讃える「ハリウッド・ロックウォーク」へ殿堂入りしました。デビュー20年を超え、今後ますますの活躍を期待したいところです。

行政書士コーナー

行政書士による中小企業応援（2）

行政書士は、日頃中小企業と密接な関係をもって業務をしています。許認可に関することはもちろん、契約関連の相談や法情報の提供、さらにはちょっとした法的トラブルの相談にも対応しています。また、今後の会社の方向性についても相談を受けることがあります。今まさに時代は大きく動いていて、従来からの枠組みだけでは対応できず、新たな枠組みを創っていった状況です。そのひとつが、農商工連携等の新しい連携と社会的企業という社会との新しい接点です。まず、農商工連携は、中小企業者と農林漁業者とが連携し、地域経済を再活性化する取組です。行政書士は、これに伴う許認可の取得、助成金の申請、事業計画作成の支援などを行います。また、農地法の改正により、建設業者などが新たに農業分野に進出する例も見られます。この場合でも農地法関連の許可申請を行政書士が行います。異業種での連携による新連携の仕組みづくりにも法的知識をもった行政書士がお手伝いできます。さて、社会的企業、つまり、ソーシャルビジネスという視点ですが、これは、村おこしやまちづくり、少子高齢化、環境問題、貧困問題などの社会的課題をビジネスとして行う活動のことですが、これについても、行政書士が許認可の取得、法人設立、各種助成金の申請、今後の事業運営のアドバイスなどを行うことができます。